

【件名】

中野区公契約審議会の答申及び令和8年度労働報酬下限額の取扱いについて

【要旨】（目的・内容・対象・時期・今後の方向等）

中野区公契約条例第13条に基づき設置した中野区公契約審議会において、令和8年度労働報酬下限額に係る答申が出された。

これを受け、区は同条例第8条第2項及び第3項の規定に基づき、業務委託契約・指定管理協定に適用する令和8年度の労働報酬下限額を答申の内容どおり決定し、告示した。

なお、工事又は製造の請負契約については、令和8年度に適用する公共工事設計労務単価が、農林水産省及び国土交通省から公表され次第、答申に基づく単価計算を行い、告示する。

1 答申概要

(1) 工事又は製造の請負契約に係る労働報酬下限額

①熟練労働者・一人親方

令和8年度の東京都における公共工事設計労務単価の各職種の単価に90%を乗じて得た額を1時間あたりの単価に換算した額とするのが妥当である。

東京都における公共工事設計労務単価が設定されない職種については、類似する業務の職種における単価を準用するのが妥当である。

②熟練労働者・一人親方以外の労働者（見習い・手元等）

令和8年度の東京都における公共工事設計労務単価の軽作業員の単価に70%を乗じて得た額を1時間あたりの単価に換算した額とするのが妥当である。

(2) 工事又は製造以外の請負契約及び業務委託契約に係る労働報酬下限額

中野区会計年度任用職員（用務・調理）の報酬を基本に、各種賃金動向等を勘案して得た額とするのが妥当である。

（1時間あたり1,510円）

(3) 指定管理協定に係る労働報酬下限額

前記（2）と同額とするのが妥当である。ただし、中野区外に存する施設における指定管理協定の労働報酬下限額は、各施設が所在する県の最低賃金法で定められている地域別最低賃金額に、「東京都の最低賃金額に対する、指定管理協定の労働報酬下限額として定めた額の増加率」を乗じて得た額とするのが妥当である。

2 審議会

開催日

令和7年8月22日（金）から計4回

3 今後のスケジュール（予定）

令和8年2月 工事又は製造の請負契約に係る労働報酬下限額の決定及び告示